

令和3年度第1回旭市総合教育会議 会議録

1 期 日 令和4年1月26日（水） 開会 午後2時00分
閉会 午後4時00分

2 場 所 旭市役所本庁舎3階 政策決定室

3 出席者 米本弥一郎（市長）
諸持耕太郎（教育長）
鏑木 俊一（教育長職務代理人）
鈴木 典男（委員）
富山 理（委員）
平野 勝久（委員）

4 開 会

・多田教育総務課副課長

定刻となりましたので、令和3年度第1回旭市総合教育会議を開催いたします。
本日の会議の終了時間は、午後4時を予定しております。円滑な進行にご協力をお願い申し上げます。

はじめに、開会にあたり米本市長よりご挨拶を申し上げます。

5 市長あいさつ

・米本市長

日頃は、教育行政に対しまして、ご支援、ご協力いただき深く感謝を申し上げます。

平成27年度から総合教育会議が設置され、この間、教育に関する大綱の策定やいじめ防止、学校の統廃合など様々な事項について協議していただきました。昨年度は、「新型コロナウイルス感染症への対応について」と「ICTを活用した今後の学校教育」について意見交換を行っていただきました。

本日は、「地域学校協働活動と学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について」と「ICT教育について」、意見交換をしたいと考えています。地域学校協働活動と学校運営協議会（コミュニティ・スクール）については、来年度以降、本市でもモデル校を選定し導入する予定で、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの学びと成長を支える活動であります。ICT教育については、昨年度に引き続いて2回目となります。本年度から一人1台タブレットを

配布し、家庭学習としてドリル教材の実施、オンライン授業に向けて準備をしているところです。

ここで、私の教育に関する思いを述べさせていただきます。私は学校という仕組み、学校という場がとても好きで、子供たちが小学校、中学校へ通っている時は、よく学校へ行き、PTAの役員をさせていただきました。また、中学では、読み聞かせボランティア等もさせていただきました。娘でしたので、今考えると父親が学校に来るのは、相当嫌だったろうなと思っております。なぜそんなに学校が好きかと申しますと、小中学校の時に大変素晴らしい先生方、文字通り生涯の師、人生の師という先生方に巡り合うこともできましたし、また、地元に変な友人もできました。卒業してからも、当時は社会教育という言い方だったかと思いますが、社会教育の授業の中で更に友達の輪を広げることができ、今自分自身を形作っているのは、そういった学校や社会での教育のおかげだなと、感謝をしております。

旭市の子供たちが、旭で学んで、育って良かったと思えるような、学校づくり、地域づくりをして行きたいと考えております。

本日は委員の皆様と意見交換しながら、本市の教育行政のさらなる向上に努めていきたいと考えておりますので、活発な意見をお願いいたします。

・多田教育総務課副課長

次に議題に入りますが、議題の選定にあたりましては、委員の皆様より多くのご提案をいただき、誠にありがとうございました。なお、今回協議できなかったご提案は、今後の議題としていきたいと考えております。

それでは、会議運営要綱第3条第1項により、議事の進行を米本市長にお願いしたいと思います。

米本市長、よろしくお願いします。

6 議題 ①地域学校協働活動と学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について

・米本市長

それでは、ここからは、私の方で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の議題は、「地域学校協働活動と学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について」と「ICT教育について」の2件でございます。時間の許す限り委員の皆様と意見交換をしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

まず1つ目の「地域学校協働活動と学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について」、事務局より説明をお願いします。

・伊藤生涯学習課長

それでは、議題1「地域学校協働活動と学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について」の事業概要について、はじめに説明をさせていただきます。

旭市の教育に対する大綱では、重点目標の一つとして「学校、家庭、地域が一体となり、まち全体で子供たちを守り育てる体制づくりを進めます」とし、子供たちの学びや安全をサポートするため、保護者や地域の方々、関係団体とともに、まち全体で学校を支援する体制づくりを推進しています。

現在、旭市の少子化対策プロジェクト事業の一つとして、「学校・地域いきいきプラン推進事業」の事業化に向けて、教育総務課と生涯学習課が連携、協働して進めています。具体的には、各学校に学校運営協議会制度、コミュニティ・スクールと言いますが、それと地域学校協働本部を設置して、地域と学校が連携、協働して、地域学校協働活動を実施し、子供たちの成長を支えていく事業で、市内全小中学校への導入を目指しております。

令和4年度は、中学校区ごとに小学校1校を選定し、5校のモデル校に地域学校協働本部を設置し、事業の検証を図っていく予定です。モデル校では、生涯学習課の社会教育指導員のサポートによりまして、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員、地域コーディネーターと言いますが、こちらを委嘱しまして、保護者や地域住民などの参画を得て、地域学校協働本部を設置する予定です。

令和5年度には、教育総務課の指導により、5校のモデル校に学校運営協議会を設置する予定です。

地域学校協働活動の導入に向けて、まず地域学校協働活動とは、保護者や地域住民、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことです。主な活動ですが、郷土学習としては、「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたりする学習や、商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習などになります。放課後子供教室は、旭市では地域子ども教室と言いますが、地域住民による放課後等の学習や体験・交流等の活動になります。家庭教育活動としては、寄り添いが必要な子供、不登校傾向にある子供等について、保護者が学びあう機会づくりになります。学校に対する多様な協力活動としては、登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺の環境整備、子供たちへの読み聞かせ、部活動の支援等になります。地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動への参画ですが、地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練等への参画になります。具体的には、地域力が高い学校として、11月の滝郷小学校訪問でお話のありました、地域行事の「いきいきふれあい祭り」への参加や、「ふれあいフェスティバル」などの地域と学校をつなぐ活動であります。

続きまして、地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)の配置について

ては、社会教育法第9条の7の規定に基づき、地域の実情や特色を踏まえて教育委員会が委嘱するものであります。地域コーディネーターについては、協働本部を中学校区ごとに設置することも考えられます。また、学校の規模に応じて数人でも可能ではないかと考えております。地域コーディネーターに期待する役割ですが、1つ目は、地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案。2つ目は、学校や地域住民、団体等の関係者との連絡・調整。3つ目は、地域ボランティアの確保。4つ目は、地域住民への情報提供・助言・活動推進等とされております。地域コーディネーターに望まれる資質・能力については、活動の推進に熱意と識見がある方、活動への深い関心と理解がある方、地域住民、団体等の関係をよく理解している方、学校の実情や教育方針への理解がある方、コミュニケーション能力のある方とされております。地域コーディネーターの候補となり得る人材については、地域と学校に関わる活動に地域ボランティアとして活動している方、PTA関係者又はPTA活動の経験者、退職した校長先生や教職員、または社会教育主事を持った教職員等と言われております。

地域学校協働本部の整備については、社会教育法第5条第2項の規定により、地域学校協働活動の推進のために整備していく、緩やかなネットワークのことです。

資料4ページ、地域学校協働本部のイメージ図をご覧ください。地域コーディネーターを中心とした地域住民、保護者、PTA、文化団体、スポーツ団体が参画して形成される緩やかなネットワーク、これがイメージ図になります。

期待される効果ですが、1つ目は、子供たちにとって、地域の大人が多くかわることで、多様な体験活動の機会が増え、学習意欲の向上や地域への愛着の醸成、自己肯定感を高めることにつながるとされています。また、2つ目は、保護者・地域住民等が教育の当事者になることで、責任感を持って、積極的に子供の教育に携わるようになるとされています。3つ目は、保護者や地域住民等が学校運営や教育活動へ参画することで、生きがいにつながり、子供たちの学びや体験が充実するとされています。4つ目は、保護者、地域住民等と学校が顔の見える関係となり、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現するとされています。5つ目は、学校と地域の協力体制が築かれることで、生徒指導、防犯、防災等の面でも課題解決に向けて効果が期待されるとされています。

地域学校協働本部の導入スケジュールですが、現在1月の段階では、各学校へモデル校5校の選定依頼をしております。現在4校のモデル校が、選定されています。第一中学校区が矢指小学校、海上中学校区が滝郷小学校、飯岡中学校区が飯岡小学校、干潟中学校区が古城小学校ということで、第二中学校区がまだ選定されていません。それから、地域学校協働活動に向けたリスト作成のため、各学校にボランティアや団体、講師等の調査依頼をしています。

2月には、モデル校5校が選定され、その後社会教育指導員により、モデル校5校へ地域学校協働本部の設置に向けた説明を行います。また、モデル校から地域コーディネーターの推薦をしていただき、推薦された候補者に役割等を説明の上、内諾を得ます。

3月には、教育委員会定例会へ議案提出ということで、地域学校協働本部設置要綱の制定、地域学校協働活動推進員設置要綱の制定、地域学校協働活動推進員の委嘱を行います。

来年度4月には、5校のモデル校の地域コーディネーターを集め、第1回地域コーディネーター会議を開催し、地域学校協働活動推進員への委嘱書交付と、役割やコーディネーター研修等について説明する予定です。

5月には、各モデル校で、第1回地域学校協働活動本部会議（推進会議）を開催する予定です。この会議では、地域学校協働活動の年間計画等について協議していただきます。

6月から、地域学校協働活動を進めることとなりますが、スタートアップ時点では教職員の負担が大きいと思われますので、社会教育指導員のサポートにより進めていきたいと考えております。地域コーディネーターを中心にボランティアを調整し、学校・地域コーディネーターにより活動内容の打ち合わせ、ボランティアの依頼、行事の実施といった流れになります。

2月には、第2回地域学校協働活動本部会議を開催する予定で、令和4年度の活動内容の報告と令和5年度の活動予定になります。

3月には、第2回地域コーディネーター会議の開催ということで、地域学校協働活動の成果と課題について進める予定です。

私からの説明は、以上です。

・齊藤学校教育指導室長

それでは、教育総務課から学校運営協議会の導入について説明いたします。

資料は6ページからになります。

これまで、開かれた学校づくりに向けて一定の役割を果たしてきた学校評議員制度から、子供たちの未来に向けて学校・家庭・地域が総掛かりで、当事者意識をもって取り組めるよう、学校運営協議会を段階的に導入していきます。この導入により、委員の方々は、校長の求めに応じて意見を述べるだけでなく、一定の権限をもって「合議体」として学校運営そのものに意見を述べるができるようになります。

それでは、導入に向けての計画を説明いたします。

まず、モデル校の選出ですが、各中学校区の小学校から1校ずつ選出します。この5校のモデル校の校長と教育委員会担当で、「コミュニティ・スクール推進委員会」を設立し、学校運営協議会の導入に向けての準備を進めます。準備としては、協議会規則の検討や導入に向けての課題を見出します。なお、モデル

校での導入は、令和5年4月としています。導入後の諸課題については、コミュニティ・スクール推進委員会で検討していく予定です。また、中学校区で準備会を設け、導入に向けての意見交換を行います。市内全校への導入は、令和6年4月を予定しております。

次に、学校評議員との主な相違点について、説明いたします。

7ページをご覧ください。

資料の通り、学校評議員には5つの役割があります。位置づけとしては、校長が必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞くためのもので、合議体ではない制度となっております。メンバーは、区長会長、主任児童委員、元PTA会長や現PTA会長、地区の社会福祉協議会長など様々で、旭市では、旭市立小中学校評議員に関する要綱で、5名以内、開催回数は2回以上としています。各校では、年度始め及び学校評価をした後の2月頃に学校評価の公表も踏まえ、会議を開催している学校が多くみられます。

一方、学校運営協議会の主な役割は3つあります。1つ目は、「校長が作成する学校運営の基本方針の承認」です。これにより、育てたい子供像や目指す学校像に関する学校経営ビジョンを共有します。保護者や地域住民の意向を方針に反映させることで、地域住民が校長とともに学校運営に責任を負っているという自覚と意識が高まり、校長を支え、学校を応援する体制を築くことができます。

2つ目は、「学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べる」ことができます。学校運営協議会は、広く地域住民の意見を反映させる観点から、校長の方針の承認にとどまらず、学校の運営全般について、教育委員会または学校に意見を申し出ることができます。これにより、学校だけでは気づくことができなかった学校の魅力や課題を共有することができます。

3つ目は、「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べる」ことができます。ここでいう「任用」とは、採用・転任・昇任に関する事項であり、分限処分や懲戒処分は対象となりません。また、個人を特定しない一般的な意見となります。この意見は、地域の特性を生かした教育活動を充実させるための教職員配置など、校内体制の充実を図るものであり、旭市教育委員会を経由して千葉県教育委員会に申し出る形をとります。例えば、地域で子供たちの英語力を高めたいという目標ができた場合、英語の授業での少人数指導を充実させるために、「英語の先生を増やしてほしい。」ということ、校長が学校運営協議会の意見として、市教委を経由して県教育委員会に申し出ることになります。また、学校運営協議会の構成メンバーですが、別紙（資料2）「コミュニティ・スクールQ&A」の4ページをご覧ください。Q8で人数についての例が記載されております。参考例②で、1校で学校運営協議会を設置する場合は10名とありますので、これを参考にモデル校の校長らと協議し、決定していく予定です。

以上で説明を終わりにします。

・米本市長

ありがとうございました。

説明が終わりましたので、意見交換を行いたいと思います。

ただ今の議題につきまして、皆様の思い・考えを順番に聞かせていただきたいと思います。初めに鎬木教育長職務代理者からお願いします。

・鎬木教育長職務代理者

この活動についてですが、一般的には非常に良いことだと思いますが、色々な課題があるのではないかと感じました。

いくつか質問をさせていただきたいと思います。

まず、5ページのところで会議の時に社会教育指導員のサポート体制を充実させるということですが、どんなサポートを考えているのか。それによっては、学校が非常に負担になるのではないかと思います。ただ行って一緒に考えるのか、それとも積極的にやってくれるのか。例えば、私が校長でいたときに家庭教育学級というのがありましたが、これは家庭教育指導員が担当されましたが、実際は教頭がかなり負担となっていたように見えました。ですから、どこまでサポートしてくれるのかということを知りたいと思います。それから、2つ目は、学習指導要領には、授業時数の標準時数というのがあります。それに関して、現在も一杯だと思います。この活動は、それ以外のところでやるのか。3つ目は、3ページにある主な活動の5番目、色々な地域の行事に子供たちが参加するようですが、これはコロナの間は、今もほとんどやっていませんからできないと思いますが、実際にコロナが収束したりしてやるとなった時に、教員の勤務体制はどうなるのか。一緒に行くのか、それとも子供たちだけが参加するのか、今決まっていなければ、考えていただきたい。この質問の回答の後に、自分の考えを述べさせていただきます。

・伊藤生涯学習課長

社会教育指導員のサポート体制ですが、先ほど少し触れましたが、最終的には教諭の負担軽減にもつながる事業ではないかと思っています。しかしながら、スタートアップの時点では、教職員の負担が大きいという声もあると思います。そのため、社会教育指導員の方々は、校長先生の経験者ですのでその辺は熟知していると思います。これからモデル校で、どういう風にサポートしていけるのか検証していきたいと思っています。

・木村生涯学習課主査

最初の質問ですが、現在県でコミュニティ・スクールの推進に関して研修を

行っております。私も実践校の見学や研修に参加して、情報収集や資料収集をしています。それらの事例をもとに、会議の方向性や運営方法等のアドバイス等ができれば良いと思います。学校にどんな支援が必要なのか挙げてもらいたいと思います。その中で、こういう専門の人が必要だ、というようなニーズをいただきながら、探していきたいと考えています。ですから、学習指導要領にさらに負荷をかけてやることは、想定しておりません。最後に、地域の行事ですが、教員は関わらないような形で進められたら良いと思います。地域コーディネーターの方に、お願いするように考えています。

・齊藤学校教育指導室長

補足ですが、2つ目の質問の学習指導要領に関しては、まず標準時数は守れるようにします。現在学校行事の中で、子供たちの教育活動の一環として様々な行事、これは範囲内で行っていますので、これが導入されることで新たな行事が増えていくというようなことは、現場では進まないと考えています。今ある行事を、いかに効率良く地域の方々に手伝ってもらい地域とともに一緒にやっていくか、もしそういう行事が現在学校になれば、今あるAという行事を少し考えて地域が入るようにして、Bという形にするということはあるかもしれません。そこについてはこれから導入されて、各学校で効率の良い、地域とともに進めていく学校行事を、模索していくのではないかと考えています。

それから3つ目の教員の参加ですが、週休日の参加になりますので、サービスの件が難しくなってきます。例えば、引率業務が加われば部活動のように、特殊業務手当、或いは代休措置がとれますが、地域に子供たちが自由に来て自由に解散、そこに教員が行くとなると引率業務が難しくなりますので、地域の職員や関心のある方がボランティアで行くとか、そういった形の対応になってしまうかと思います。この辺は、今後の課題になると考えております。

・鏑木教育長職務代理者

今の室長の話でだいぶ見えてきました。生涯学習課と教育総務課で良く話し合っていたいて、学校の負担が少なくなるようにしていただければと思います。それから、自分で課題を3つ考えました。1つ目は、コロナ禍でどこまでできるのかな、ということです。先ほどの地域の行事ができませんので、コロナが収束するまでは完全にはできないと思います。2つ目は、学校の負担が非常に大きいと思います。これについては、今の質問の回答で、新たな行事が増えるわけではなく、今ある行事をそれに変更したり拡大したりということなので安心しました。3つ目は、地域コーディネーターを探すことが、大変ではないかと思います。他のところでも、聞いたところではこれが一番大変だという話をしていました。ここは、負担になってしまうのかなと思います。良い地域コーディネーターが見つければ、本当に学校の負担が少なくなると思いますが、

例えば市長さんのような方になっていただければ、良い方向に向かうと思いますが、そこが一番ネックですね、と話していた教育長さんもいました。ですから、この3つを念頭に置いて、色々負担の無いように考えていただきたいと思います。

最後になりますが、学校訪問の時に私はいつも学校自慢を聞いていますが、ほとんどの学校で地域や保護者が非常に協力的だ、という感想があります。ですから、もうできると、あとは組織をうまく作ってそれにのせればいいのかと、思いますので、とにかく学校の負担が少なくなるようにお願いしたいと思います。

・米本市長

ありがとうございました。

それでは、鈴木委員お願いします。

・鈴木委員

資料の中に、「開かれた学校づくりに向けて一定の役割を果たしてきた学校評議員制度」という表現がありましたが、この開かれた学校というのがいつ頃から始まったのか調べてみたら、昭和62年でした。かなり前からこの言葉が広がってきましたが、なかなかどういうものなのか理解されないうちに、進んできたと思います。当時としては、学校を開放する、校庭を開放する、施設を開放するという、物理的なものに止まっていたと思います。そんな中で記憶に残っているのが、平成7年、1995年に千葉県の打瀬小学校というところで、門も塀も無い学校を作ったんですね。外から自由に学校へ入れるようになっていて、私も訪問しましたが、校舎の中も教室の壁が無く、まったくフリーでした。その後多少変わったようですが、訪問した時に教頭先生が説明してくれましたが、全国各地から毎日のように視察に来る人がいて、その対応に追われているとお話しされていました。ところが、平成13年、2001年に大阪の池田小学校で殺人事件がありました。多くの子供たちが亡くなり、今まで学校は開かれていたのですが、この事件の後一転したと思います。特に、この地域でも見られますが、子供たちが登校したら正門が閉まっています。そんな中で、地域に開かれた学校から、地域とともにある学校に変化してきています。ただ、そういう大きな事件があると、あっという間に変わってしまうという実情があります。一例だと思いますが、今回コロナの感染がどのような影響を与えているかということ、顧みることがあると思います。地公法の改正も、新学習指導要領もこれらすべて、コロナ発生の前に改正されて、実施されてきています。そうすると、この中で気になったのが、新学習指導要領の改訂の経緯という部分の中に、「今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会へ活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社

会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。」というように記述されております。もしかすると、新学習指導要領も一部改正をしなければならないような事態も、これから出てくのではないかと予想しました。もう一つは、地公法の改正も、コロナの前に改正されています。すでに取り組んでいる学校もありますが、コロナの感染拡大の影響で、大きな問題が出てくるのではないかと思います。それから、今まで学校運営協議会は地公法では努力義務化でした。これが、今年の12月に何らかの通知があると、努力ではなく義務化になるのではということでしたが、この通知が来たのか教えていただきたい。

- ・木村生涯学習課主査

コミュニティ・スクールのあり方検討会が12月にありまして、結論から申しますと努力義務は外れておりません。このまま継続です。なぜかと言いますと、学校運営協議会のほうがまだまだ認識不足というか、形骸化しているようなところもあるということで、もう少し議論を進めていくべきではないかということです。ただ、努力義務というのは、やってもやらなくてもいいということではなく、これから進めてくださいという県からの話もありましたので、進めていきたいと考えております。

- ・鈴木委員

努力義務が義務化にはならないけど、進めてくださいということですが、学校への負担が気になります。学校では、新たな取り組みが要求されています。道徳が教科となり、英語も小学校へ降りてきて、5, 6年生は教科担任制が始まるなど次々と業務が増えています。ですから、今回の活動も新たに取り組むとなると、よほど配慮していかなければ、もしかしたら子供たちの学力に違った意味で影響が出てしまうのではないかと心配されます。十分に配慮しながら進めていく必要があると思います。以上です。

- ・米本市長

ありがとうございました。
それでは、富山委員をお願いします。

- ・富山委員

この議題を考えた時、まず第一に機能するのか、コーディネーターや各団体、学校等関係者のご苦労など否定的な事ばかり考えてしまいます。また、地域コミュニティの関係希薄化が顕著に感じられている現在、学校を中心に強制的にでも結び付けなければいけないのか、とも考えてしまいます。

そこで係る労力を全く考えないで、どんなに大変だろうがこのシステムがうま

く動いて、コミュニティ・スクールや協働本部、協働活動がもたらすであろう喜ばしいこと、目標として考えてみると、資料にあるプラスアルファで、登下校の安全見回りをやってくれる、交通安全指導をやってくれる、登下校道路の草刈りや整備を全部やってくれる、児童生徒の歩道対応や校内外の清掃、給食や食育もあり、学校行事の準備や運営・委託・企画、防災教育や支援もあり、農業・漁業・畜産・商業などの地域産業の校外学習や職業体験、子供たちの社会活動、郷土学習、情操教育、外部人材参画、授業サポート、外部講師の登用、部活動補助、家庭教育、家庭支援、水泳・ダンス・空手など学校の体育以外の活動支援、プログラミング支援、外国語コミュニケーション支援、ICT支援、写経・座禅など集中力や忍耐力の習得、文化芸術支援、伝統工芸支援、放課後学習支援、各種発表会の委託、イベント企画、現行ボランティア活動団体の継続支援、資源ごみ収集、ごみ拾い、海岸清掃などのボランティア活動など、賛同していただける個人、団体により、充実した活動となると思います。

実際、家庭では自分の子供が卒業してしまうと、支援は難しくなります。調整や責任、持続可能性を考えると、自主的かつ積極的に参画したいと思えないところが、この活動の継続を難しくさせると思います。また、既存ボランティア団体、読み聞かせ、登下校の見守りや、PTA活動など今もやってくださる方が、不合理でないことも必要であると思います。校長のマネジメントとコーディネーターのマネジメント、多岐にわたるボランティア活動の連携が重要であると思います。また、イベント時の保険加入や個人情報保護に関すること、イベント時の雑務など、主導により学校と団体との調整が大変なので、事務局的な機能も必要であると思います。導入後も、地域差や課題、困難な状況があると思いますが、喜ばしいことの実現を期待しております。

最後に、ボランティア精神を核に、たくさんの個人または団体がノブレス・オブリージュのような社会活動が活発となる支援を、継続できることを期待しております。

一点質問ですが、地域学校協働本部導入が令和4年4月、コミュニティ・スクール導入が1年後ということですが、私のイメージではコミュニティ・スクールありきで、その要望に応じて本部が活動をコーディネートするイメージでした。1年ずれているのはどうしてなのかと思いました。

・米本市長

生涯学習課長お願いします。

・伊藤生涯学習課長

本来は、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動が一緒に進むのが理想的ではありますが、先進地の例を見ますと地域学校協働活動が最初に進んでいるところが多いということで、それを参考にしながら学校運営協議会の部分につ

いては、教育総務課と協議した中で、準備期間がかかるということで、1年遅らせました。まずモデル校で検証しながら、一方でコミュニティ・スクールの立ち上げを準備していく形で進めていきます。

それから、ご紹介になりますが、文科省が地域学校協働活動に関するアンケート調査を実施してまして、その中で子供たちにとって良いこと、効果ですが、実際に本事業に参加してみて、子供たちが地域住民と交流することにより、様々な体験や経験の場が増えて、コミュニケーションの能力が向上したという回答が89パーセントでありました。それから、地域住民との交流により、地域の理解、関心が深まったという回答が90パーセントでありました。教職員にとって良いことは、地域住民が学校を支援することにより、教員が授業や生徒指導などに、より力を注ぐことができたという回答が70パーセントでありました。また、地域にとって良いことは、地域住民が学校を支援することにより、地域の教育力の向上、地域の活性化につながったという回答が70パーセントでありました。また、地域住民の生きがいがづくりや自己実現につながったという回答が74パーセントでありました。以上です。

- ・米本市長

ありがとうございました。

それでは、平野委員お願いします。

- ・平野委員

保護者の視点から意見を述べさせていただきます。PTA役員、学校評議員を小、中学校とやらせていただきました。先ほどの説明にありましたように、評議員は会議があると学校側の報告に終始して、自分たちの意見を伺うとあまり深い議論にはならなかったように感じていました。コミュニケーションはそれで深まっていると思っていましたが、学校運営協議会になると運営に参加できるシステムができるので良いと思います。モデル校が決まっている4校の学校評議員は、そのことを認めているのでしょうか。

- ・齊藤学校教育指導室長

学校運営協議会の導入につきましては、資料の6ページに記載のある通り、来年度1年間しっかり準備期間をとって、保護者や地域、現学校評議員の方々にどのようにこのシステムを変えていくか、という説明方法等も協議していきます。それを受けて、それぞれのモデル校から各評議員さんや地域、保護者にじっくりと説明をして理解を求める、という流れになります。また、令和5年度4月より、モデル校5校で学校運営協議会を導入しますが、様々な課題が出てくると思います。予定では1年間モデル校ということですが、資料6ページのキにありますように、市内全校に導入する時期が、課題が多い場合や解決で

きない場合は、1年延ばして令和7年の4月から、モデル校期間を2年間としてじっくり体制を整えるということも、検討していく必要があると考えております。以上です。

- ・米本市長

ありがとうございました。

それでは、諸持教育長お願いします。

- ・諸持教育長

私から3点、述べさせていただきます。

まず、各委員さんのお立場で、適切なご意見ありがとうございました。私も同感することが多いです。この内容については、皆さんご理解されていますが、これを学校現場、または地域、あるいは様々な役員、受けてくれるだろう方々に説明して受けていただくその経過で、様々なご心配をいただきました。まず、コロナ禍で色々考えさせられたことがあります、学校の機能はということです。一番には子供たちの健やかな成長、学力の定着などありますが、コロナで明らかにされたのは、学校という場に集まらないことの及ぼした影響、特に心身の影響がたくさんありました。心の問題、体力低下の問題、友達同士のコミュニケーションなど色々あります。改めて、学校はそういう場所であったなど。もう一つは、学校と地域は不可分の関係でしたが、コロナによって分断されつつある、あるいは既に機能が失われているかもしれません。これからも、with コロナはまだ数年続くかと思います。その中で最大限配慮しながら、やれるものを進めていくことが大事だと思います。今まで各小学校単位であれば15校、15地区が様々な各地区の特性を生かしながら、それぞれの学校の良さ、学校自慢、特色のある運営をしていただいていますので、それを今一度学校の職員、子供、保護者、地域の関係者と、自分たちの地域を見直していただく機会にして、さらに各団体、組織の希薄化を耳にしますので、この機会に地域のコミュニティーも改めて人材の再発見、再発掘をしていただけたら、学校と地域の相互に効果があると期待しております。また、無理のない範囲で少しずつ進めていただきたい。学校にとって一番負担のないのは、各学校の特色のある行事を見直してもらい、コロナ禍なのでスリム化も大事だと思います。そこに、色々な人がいかに関われるか、今後、この組織を使って再出発してもらおう機会になると良いと考えております。今までは、市内で情報共有はできていなかったのもので、今後は情報共有してアイデアを出し合えれば良いと思います。また、人材リストの作成もしますので、教育委員会としては、スタートするまで担当の指導員が学校に入って、できる範囲で応援をして、スムーズなスタートが切れるように、支援をしたいと思います。以上です。

・米本市長

ありがとうございます。

私も旭では、どの小中学校でもおらが学校みたいな、どこに行っても地域と連携がうまくいって協力していただいているという話を聞きます。私自身もそのように思っていて、今更地域連携の話かという思いもなくはありませんが、諸持教育長がおっしゃったように、コロナで連携がうまくいっていない状態が今後も続くのか、心配しております。また一方で、県下全域で進めるのですが、千葉県は日本の縮図と言われるぐらいに、都市部もあり田舎もありという、そういう中で必要ないとは申しませんが、それぞれのやり方を尊重しないと特色が出ないのではと思います。

2点目としては、教職員の負担を心配しております。地域の方にお任せして、やってくださる方はたくさんいると思いますが、人口も減少し学校、学区の方々も減少していくとなると、コーディネーターをお願いしたり継続的に次の世代にもっていく持続性などを考えると、学校が出ていかないといけなかなと思います。

それでは、皆様から一通りご意見をいただきましたが、全体を通して更にご意見があればお願いします。

・鎬木教育長職務代理者

教育長さんをお願いしたいのは、校長会議とか教頭会議などで本音を言ってもらい、本当に困っている事を出してもらって、教育長から各課へ伝えて欲しいと思います。学校はまじめなところがありますので、困っても自分たちで何とかしようとしてしまい、それが負担となりますので、ざっくばらんに意見を言えるようにしていただきたい。そして、より良いものを作っていただければありがたいです。

・米本市長

ありがとうございました。

おっしゃる通りで、学校現場の様子を聞かないと、また、教職員の皆さんの意見も聞かないと、我々だけ、教育委員会だけで決められませんのでよろしくをお願いします。

・鈴木委員

学校の実情、地域の実情に応じたものに取り組んでいく形を作っていかなければ良くてできませんので、よろしくお願いします。

・米本市長

ありがとうございました。

他にないようですので、3時20分まで休憩いたします。

<午後3時20分まで休憩>

7 議題 ②ICT教育について

・米本市長

会議を再開します。

続きまして、2つ目の「ICT教育について」事務局より説明をお願いします。

・齊藤学校教育指導室長

それでは、教育総務課よりICT教育について説明いたします。

令和3年4月から「GIGAスクール構想」により、全国のほとんどの学校で、児童生徒の「一人1台端末」及び「高速大容量の通信環境」の下での新しい学びが始まりました。本市においても、令和3年5月から全児童生徒へタブレット端末を配布し、効果的な活用について研究を進めているところです。また、家庭への持ち帰りやオンライン授業の準備も進み、令和4年4月からタブレット端末を持ち帰り、自主学習に利用できるように準備を進めております。さらに、ICT教育を推進するにあたり、旭市の教育課題である「学力向上」「不登校対策」「特別支援教育の充実」について、このICT教育の充実が、課題解決の大きな推進力になると確信しているところです。

それでは、今後のICT教育の方向性をご説明いたします。

(1) ICT機器の効果的な活用として、学校では校内委員会を設置し、学校全体でICT教育に取り組む体制づくりを行っています。また、先日定例会で提示した教師用サイトの活用も充実されています。こちらは資料を用意しましたので、別紙【資料3】をご覧ください。それぞれの学校で実践した内容をまとめたものです。例えば左側の真ん中ですと、小学校4年生の社会科の授業で、社会科見学後の新聞作りということで、ICT機器を利用した授業を紹介しております。メリットとしては、手書きが苦手な子供でも取り組みやすい、手書きよりも修正が楽なので作りこみやすい、端末のカメラやネット検索で画像挿入を簡単にできるなどのメリットがあると紹介しています。市内教職員が自由に閲覧できますので、この資料を参考に自分でも同様の授業を行うことができるようになりました。さらに、実践例を増やしていきたいと考えております。

次に、デジタル教科書による効果的な授業実践を目指します。現在中学校では、主に英語、また小学校では国語を中心にデジタル教科書を効果的に活用しております。また、大型電子黒板を活用したり、タブレットを活用したりして指導の充

実を図っていきます。また、児童生徒からの要望等を取り入れた利活用を目指したいと思います。

児童会や生徒会、また学習委員会など、学校の実態に応じて児童生徒からの意見を取り入れ、教師目線では気づかない課題や効果的な利活用を探っていきたいと考えております。

(2) 長期臨時休業等におけるオンライン授業実施に向けた環境整備として、各家庭の通信環境の整備を進めていきます。アンケート調査の結果、家庭内にWi-Fiが整備されていない家庭数が、11月現在で158件ありました。これらの家庭にモバイルWi-Fiを試験的に貸し出す予定です。

(3) ICT教育推進委員会の充実として、ICT機器等の環境整備と活用方法の研究を進めます。委員会は、校長会、教頭会の代表と各校のICT委員及び教育委員会の担当で構成されており、市内で統一した取り組みや他校での取り組み事例の紹介、課題への対応など様々な取り組みをしています。これにより、学校間格差や教師間格差を是正することができると考えております。

(4) タブレット端末の持ち帰りによる家庭学習の充実として、ドリル教材や調べ学習の宿題等の日常化を目指します。紙媒体の宿題やタブレットを活用した宿題など、内容に応じて、また個々の特性に応じた取り組みができるようにしていきます。また、インターネット未接続でも利用できる教材ソフトの充実も図っていきたいと考えています。

(5) ICT支援員の活用として、旭市独自の事業である小中学校ICT支援員業務委託により、ICT機器の活用方法の講習など、教職員の指導力の向上に向けた取り組みを充実させていきます。また、同時に教育総務課内の教育情報室員との共同作業により、効果的な取り組みを目指しています。

資料の4をご覧ください。1月のICT支援員の訪問計画になっております。実際に授業で支援をしたり、教員の支援を行ったりしています。全体研修をしたり、非常に基本的なことを聞きたい職員もいますので、そのような職員を対象にしたり様々な取り組みを各学校で行っています。今後各学校では、次年度の研修計画を立案し、ICT教育関連の校内研修の充実を目指すような取り組みをしています。学習指導要領でも、「情報活用能力の育成」や「ICTを活用した学習活動の充実」が明記され、ますますICTの有効活用が必要となってくる状況であります。また、ICTを有効活用することで学力が向上するという調査結果も出ておりますので、学力向上に向けICT機器を活用した「わかる授業」の実現を目指していきたいと思います。また、教職員の校務の情報化という点からも、教職員の事務処理時間の縮減も併せて進めていきたいと考えております。

次に、3のタブレット端末の活用スケジュールです。記載の通り、8段階での対応を計画しております。現在は、第5段階目MicrosoftTeams等での遠隔授業等の準備をしております。

次に、4のオンライン授業に向けた環境整備についてです。接続試験の実施を

行います。感染症等による出席停止や非常変災による臨時休業の際、学校からのオンライン授業が円滑に進められるよう、接続試験を行います。また、Wi-Fi環境が未整備の家庭に、モバイルルーターを無料で貸し出し、インターネットによる調べ学習やドリル学習が進められる環境の必要性を理解してもらう機会とします。接続計画については、Step 0から5の6段階に分け、まもなくStep 2へ移行するところです。2月から、中学校からモバイルルーターの貸し出しを始め、最終2月25日で全ての貸し出しを行いまして、利用を決定してもらう流れになっております。

続いて、オンライン授業の在り方ですが、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導については、文部科学省の通知を受け、非常時におけるオンライン授業の実施に向けて取り組んでおります。今回、臨時休業となった中学校では、オンライン通信により健康観察を行いました。また、別の中学校では、長期休業することとなった生徒に対し、オンライン通信により授業の様子を配信しています。

なお、オンライン授業が行われる場面は次の6つを想定しております。(1) 感染症で学年・学級閉鎖となったとき、(2) 感染または濃厚接触者となって長期間学校に登校できないとき、(3) インフルエンザ等の感染症により同様の事態となったとき、(4) 台風等の非常変災で学校が臨時休業となったとき(5) 不登校により学校に登校できないとき(6) 長期休業期間中に教育活動が必要となったとき等を想定しております。

教育委員会として、オンライン授業実施に向けたガイドラインを作成し、市内各校で同等の対応ができるように、本日、各学校に配布しました。教育委員の皆様にもお手元にお配りしております。追加の資料となりますが、オンライン授業実施に当たってのガイドラインです。児童生徒の学びの保障に向け、全校で対応できるように進めていきたいと考えております。

最後に、教育課題とICT教育について説明します。冒頭で申し上げましたが、旭市の3つの教育課題につきまして、(1) 学力向上については、授業や家庭学習でICT機器を効果的に取り入れることで、学習活動の一層の充実を図っていきます。タブレットが、必要な学習用具の一つとなることは言うまでもなく、いかに効果的に活用していくか、さらに研究を進めていきたいと考えます。また、家庭への持ち帰りにより、ドリル学習や調べ学習、クラウド上に保存した自分のデータの活用もできるようになり、個に応じた学習が選択できる環境づくりを目指していきたいと思います。

(2) 不登校については、登校が難しい児童生徒に対して、オンライン通信により、どのような生活指導や学習指導ができるか校長会と協議し、効果的な取り組みを目指していきます。個別対応が必要となることから、児童生徒及び保護者と相談しながら対応していきたいと思います。

(3) 特別支援教育については、新特別支援学校学習指導要領で、各教科の指

導計画の配慮事項として、障害種ごとにコンピュータ等のＩＣＴの活用に関する規定を示し、指導方法の工夫を行うことや、指導の効果を高めることを求めています。これを踏まえ、知的学級では児童生徒の障害の状態や学習状況、経験等に応じて教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、ＩＣＴ機器を有効に活用し、指導の効果を高めていきます。また、学習上の困難がある児童生徒に対しては、ＩＣＴ機器の活用により教科指導における読みや書き、思考の整理などにおける困難を軽減・解消するように工夫していきたいと思います。

終わりに、今後旭市教育委員会として、現在の児童生徒の実態に応じたＩＣＴ機器の利活用を研究し、実践していくとともに、旭市で学んだ子供たちが、Society5.0 時代を逞しく生き抜けるよう学校現場と連携し、様々な手立てを講じていきたいと考えております。

説明は以上となります。

・米本市長

ありがとうございました。

事務局の説明は終わりましたので、意見交換を行いたいと思います。

ただ今の議題について、皆様の思い・考えを順番に聞かせていただきたいと思います。先ほどの順番と逆回りでお願いします。

平野委員からお願いします。

・平野委員

旭市ではこのようなタブレットの活用が進み、この取り組みは大変良いことであり、さらに進めてもらいたいと思います。学校訪問をさせていただきましたが、若い世代の先生ほどＩＣＴ機器を利用しており、良かったと感じました。質問が２つあります。１１ページのイ、オンライン授業が行われる場面（想定）で、現在新型コロナウイルス感染症のため、学年・学級閉鎖となっていますが、タブレットやＩＣＴの活用は現在どうなっているのか。それから、長期不登校の生徒は、常にタブレットを持っているのか、または先生やサポートする方が自宅訪問等で持って来て活用してくれているのか、教えていただきたい。

・齊藤学校教育指導室長

１つ目の質問ですが、現在閉鎖中の児童生徒に対してのタブレットの利用ですが、学年閉鎖、学級閉鎖をしている時には、臨時休業ということになりますので、子供たちの扱いとしては欠席とならない休みになります。その中で、学習を保障するということで、オンライン授業を今後検討していきますが、実際にはまだ、そこまでのスキルは旭市にはありません。子供たちが自宅でタブレットを広げて Teams で先生方と、よくニュースなどでやってるような、子供たちの顔が画面にでて、教師が黒板の前で授業を進めるというような環境は、ま

だ整っておりません。今回ガイドラインもできましたので、各校でその準備をしてもらうというところです。ですから、先ほど説明のあったように、健康観察を行ったり、簡単な課題を示したり、といった状況です。

2つ目の不登校の児童生徒に対しての扱いですが、長期欠席している子供たちに渡している学校もあれば、まだそこまで進んでいない学校もあります。また、何時にタブレットを使用するといった時間設定も、難しい子供たちですので、今後校長会ともよく議論して、最も望ましい活用方法を考えて取り組んでいきたいと思います。

・米本市長

よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、富山委員お願いします。

・富山委員

I C T端末が一人1台貸与され、感じたことを6つ話させていただきます。

まず1つ目は、子供たちには「I C T端末は文房具である」という認識を持つてほしいです。これは、個人で管理をし、鉛筆やノートのように身近なものであるということ。自分の思考があって、その先にある手段であることを再度認識して欲しいです。

2つ目に、「トラブルを隠さないで欲しい」ということです。現在は、限定された使用方法ですので、少ないと思いますが、あるあるのケースが多くなると思うからです。それは、公にしてもらって、隠さないでもらいたいです。

3つ目に、「機会格差」はないほうが良いということです。受けられる授業やサポートが、学校や指導者により差がないほうが良いと思います。

4つ目に、学校と保護者の協働です。学校訪問でも何度か申し上げたことがありますが、学年により、オンライン授業自体が難しく感じました。タブレット画面や、授業に集中できない子供が多いようで、問題提起している報道も見受けられました。先日、自分の子供の Teams の接続試験を拝見させていただき、インタラクティブな授業は難しそうな印象を受けました。クラス全体では、人数が多く、1対1の時間を何秒持てるか、何分持てるかという感じで、周りの子たちの反応も悪いし、この形態は少し考えないと授業では使えないな、という印象を受けました。今のところ、保護者に対して見守り程度の依頼がされていますが、今後、もう一步踏み込んでいかなければいけないと感じました。また、出欠席の連絡や集計こそタブレットを通じて行い、事務の簡素化を期待します。今のところ働き方改革に直結しているようには感じられないので、気を付けていただきたいと思います。

5つ目に、児童生徒 I C T委員会等の導入について考えていただきたいと思います。ルールや使い方がある程度示唆し、定着したころと思いますので、子供たちが「やらされている」から「自分から選んで自分で使っているものなんだ」という子供

たちの士気を高められ、やる気アップに一役買いそうです。デメリット、トラブル回避、モラルアップ、有利なアプリの導入などにも、子供たちが先導してくれると思います。

6つ目に、高齢者の方にこそICT教育が必要と感じました。見る見ないより先に、わからないからの反応でした。書面でのドリルや宿題は覗いていたのに、ICT機器になったとたん分からないからと敬遠しているので、高齢者の方にこそ興味を持ってもらいたいと思いました。ただ、教育ということから考えると、高齢者に対しては難しいのかなと思います。要望としてはあります。

最後に、支援員の支援、授業での利用、アプリの利用、学びのツール、セキュリティ、子供たちの自立など気になることは多々ありますが、「正しく使って、正しく恐れる」ことが大事であると思っております。

1つ質問ですが、Wi-Fi無料貸与は、プロバイダ契約や月次料金も無料なのでしょうか。以上です。

・ 齊藤学校教育指導室長

2月から、モバイルルーターをレンタルで使ってもらいますが、これは無料で貸し出します。その後、4月からそれを利用したいというご家庭には、モバイルルーターを貸し出します。貸し出し料はかかりませんが、通信料は大体月2,000円程度、教育委員会でまとめて入ると安くなる、そういったものを利用する予定です。ただ、それではなくて各個人で入る場合は、また通常の一般家庭で入っているような料金がかかってきます。教育委員会のものとなると、その程度で済む予定です。

・ 富山委員

それはどのくらい利用できるのですか。

・ 齊藤学校教育指導室長

それほど大きくはないです。20ギガくらいだったかと思います。それをご家族が皆でWi-Fiを使うと、使用量が増えてしまいます。

・ 米本市長

よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、鈴木委員お願いします。

・ 鈴木委員

先ほど新学習指導要領の改訂の経緯についてお話ししましたが、その中で今の子供たちが成人して、社会で活躍するころには我が国は厳しいという表現がありますが、もう既に始まっているんですね。これがICTにも関係してく

るのではないかと思います。今回コロナによるマイナスのものばかりですが、タブレットが一人に1台配布されたのは、コロナのプラスの部分かと思います。先生方にとっては、ICTはかなり苦労していると思いますが、ITが働き方改革につながっているのではないかと思います。色々ありますが、先ほど説明のありました、ガイドラインについても大変良くできていると思います。コロナが間もなくピークだと言われていますが、新たなものが始まっているということなので、今の状態が続くような気がしますから、ガイドラインを早く説明して、活用していただければと思います。それから、ミライムも既に活躍しています。これも、どんどん使っていただきたいです。

話は少し違いますが、想像したことが実現してしまう、夢に描いたことが実現してしまう、と言われていていると思います。この夢の脇に「にんべん」をつけると儚いになります。今まで夢に人が関わってきたら、儚いものになってしまう気がします。これが実現可能になってきたわけです。ですから、夢の脇にアルファベットのIがつけば、実現可能になってくるのではないのでしょうか。IT、ICTの関係ですが。私事になりますが、40年前のことですが、画家を目指すグループに入っていたことがありまして、大半はアメリカ人でした。2週間ほど一緒に生活しまして、その時アメリカ人の一人に、アメリカの工科大学でコンピュータを学ぶ学生がいました。その学生がやがてコンピュータが絵を描くよと言って、画家になりたい人たちに大変批判を浴びてました。それが、実現してきています。旭市にも長い間、上高地で絵を描いている方もいますが、その一方で時代はどんどん変わってきていると感じました。そんな中で、AIが特に発展していると思います。コンピュータは、有用にも悪用にも使われますから、AIのことについてもこれからは知っておかないといけないと思います。AIが詐欺の電話を見破ることができるようになったと報道されてましたが、12月に私の家にも詐欺電話がありました。それはすぐに切りましたが、悪用についても考えて、事前に子供たちへも指導をしていかなければ、その渦中にはまってしまうと感じました。教科、教科内容、教育課程も、もしかしたら大幅に変わってくるのではないかと思います。その一つに、九州に高等専門学校がありますが、4月から教育課程の中に半導体に関連したものを取り入れるそうです。こういう現象が、次々に起こってくる気がしますので、常に変化を見ていかなければならないと思います。以上です。

・米本市長

ありがとうございました。

次に、鎬木教育長職務代理者をお願いします。

・鎬木教育長職務代理者

それでは、最初に4つ質問させていただきます。その後で、自分の考えを述

べさせていただきます。

まず、1つ目は8ページの(5)ICT支援員の件ですが、これはいつまでやってくれるのか。できれば、長い間予算をとっていただいて、続けていただきたい。2つ目はデジタル教科書の話がありましたが、以前聞いた話ではデジタル教科書は有料で、そのうち無料になるような話がありました。勘違いかもしれませんが、費用の件について。3つ目は平野委員も聞いてましたが、11ページのオンライン授業が行われる場面で、学年・学級閉鎖となったときですが、今結構ありますよね。その時にオンライン授業はまだできないと聞きましたが、実際持ち帰らせて、例えばドリル教材とかをやらせているのか。休校や閉鎖のあった学校について教えてください。4つ目はオンライン授業をやった場合、授業時数にカウントされるのか教えてください。

・齊藤学校教育指導室長

1つ目のICT支援員ですが、令和4年度も継続して行う予定です。質問の2つ目ですが、デジタル教科書については有料になります。3つ目の学年・学級閉鎖の学校での持ち帰りですが、これは持ち帰っている学校と持ち帰っていない学校があります。通信環境が全員揃っていないという状況で、現在試験的にやっているところですので、紙媒体でのドリルを家庭でやらせている学校と、ある程度クラスで揃っているということで、中学校ではタブレットを持ち帰って健康観察をしているところです。何らかの学習課題を与えています。4つ目の授業時数については、臨時休業ですので、授業カウントはしません。その代わり、オンライン学習をした時間として指導要録に記載します。

・鎬木教育長職務代理者

わかりました。それでは、1つめのICT支援員ですが、来年度はやるということで、できればもう少し続けていただければと思います。ICTに関しては、前倒しでどんどん進められるところは進めて欲しいと思います。コンピュータの使い方で2つに分けると、オンラインで家庭へ持ち帰る部分と授業で使う部分、両方学ばないといけないので、両方充実させていただければと思います。それから、活用例が出ていましたが、私も昨年まで学校訪問の時に必ず紙媒体の資料でも、来年使えるように取っておいて次の人も使って負担を減らしてください、と言ってました。パソコン関係も同じだと思いますので、私たちの年代は人のまねをするのが得意ではないのですが、できるだけこういうのは人の使ったものを活用することが増えていけば良いと思います。

これは違う問題ですけども、私も社会科を教えてましたが、新聞作りをよくやりました。昔は、新聞作りは紙に書いて漢字も書けるようになりました。今パソコンですと、漢字が読めるけど書けないというのがあります。これからもっと増えるのではないかと思います。その辺のことも考えながら、国語の問題

になると思いますが、お願いしたいと思います。できれば、費用のかかる問題でしたら、予算を要求して子供たちのためにお願いしたいと思います。以上です。

- ・米本市長

ありがとうございました。

それでは、諸持教育長お願いします。

- ・諸持教育長

私からは2つほど話します。このICT、タブレットの利活用の効果、可能性はたくさんあると思いますが、この1年本市は、いち早く支援員を活用して進めているところです。今後に期待するところもたくさんあります。1つ目は、今回のコロナも含めて、10年前の大震災とか、想定外の事が学校にも社会にも降りかかりますが、そんな時にもいざという時にも勉強道具の一つとして、使えるように教育委員会としても、色々な支援を今後もつめていきたいと思っております。今はコロナ禍でなおさら、不登校やいじめ、自殺などがデータ的に増えていると報道されています。学校の職員としては、子供の安全確認、存在確認を求められる時があります。児童福祉施設等で、事件があった時にすぐに学校に来ていない子供がどのくらいいて、確認できているかなど、そんなこともあります。そういう時にもうまく活用できたら良いと思います。

それから先ほど、保護者はもちろん高齢者にもこういう理解が必要だという話がありましたが、学校には市教委の担当が色々なトラブルの予防ということで情報機器一般、特にスマホの扱い方とか情報教育の研修を、意図的にやっていますので、そういうのと含めてタブレットも基本的なところを、保護者または高齢者に講座を可能であれば、それもあかなと思います。家庭教育学級では、お母さん方には研修をやっていますが、家族が共有しないと、いざという時の連絡、連携とか、使い方がわかれば落ち着いてできます。前段の、コミュニティ・スクールの話に戻りますが、そんな話題もそこで取り上げて、地域、保護者と学校が連携していければと思います。以上です。

- ・米本市長

ありがとうございました。

それでは、私から11ページの5教育課題とICT教育についてですが、特に(2)不登校について効果的な取り組み、(3)特別支援教育について、困難を軽減・解消できるという期待を持って、大変楽しみにしているところです。学校と家庭が一緒になって、進めていければありがたいと思います。また一方で、先ほど情報機器のお話がありました。スマホ脳という本が出てまして、スマホを長時間見ている子は、学習時間が削られるだけではなく、脳の仕組みそのものが、

思考が伸びなくなってしまうのではないか、という記憶に関する書籍も出ています。そういった影の部分もあるかもしれないということも考えつつ、進めていきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いします。

皆様から一通りご意見をいただきましたが、全体を通して更にご意見がありましたらお願いします。

ないようですので、本日は活発なご意見ありがとうございました。

今回のご意見を参考にさせていただきながら、今後の活動に反映できるように調整して参ります。

それでは、ここで議長の職をおろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

8 閉 会

・多田教育総務課副課長

ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。特にないようですので、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。長時間に渡りお疲れ様でした。